

【主な感染症と出席停止期間の基準】

○第2種

病 名	登校基準
インフルエンザ	発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日(幼児 3 日)が経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで。 または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または古下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで

インフルエンザ出席停止期間早見表 ※発症日を 0 日目とします。

0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
発症	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	登校可		
発症	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目	登校可		
発症	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可		
発症	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可	
発症	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可

○第3種

流行性角結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで

○その他の感染症

溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能
手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止 治癒期は全身状態が改善すれば登校可
ウイルス性肝炎	A 型・E 型:肝機能正常化後登校可能 B 型・C 型:出席停止不要
伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能
ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止 治癒期は全身状態が改善すれば登校可
マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
アタマジラミ	出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)
伝染性軟属腫(水いぼ)	出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)
伝染性膿痂疹(とびひ)	出席可能(プール、入浴は避ける)

学校において予防すべき感染症の解説(平成30(2018)年3月発行) 日本学校保健会(文部科学省編集)より抜粋